

○久喜市既存建築物耐震補強等助成金交付要綱

平成24年3月23日

告示第163号

改正 平成28年3月30日告示第135号

令和3年3月31日告示第244号

令和5年3月31日告示第140号

久喜市既存建築物耐震診断補助金交付要綱(平成22年久喜市告示第216号)
の全部を改正する。

目次

第1章 総則(第1条—第3条)

第2章 耐震診断(第4条—第14条)

第3章 耐震補強

第1節 耐震補強設計(第15条—第25条)

第2節 耐震補強工事(第26条—第37条)

第3節 建替え工事(第38条—第49条)

第4章 雑則(第50条—第53条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この告示は、市内の既存建築物に耐震補強等を実施する当該既存建築物の所有者に対し助成をすることにより、市民が安心して生活できる地震災害に強いまちづくりを推進することを目的とする。

2 前項の助成金の交付に関しては、久喜市補助金等の交付に関する規則(平成22年久喜市規則第59号)に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震補強等 耐震診断、耐震補強設計、耐震補強工事及び建替え工事をいう。
- (2) 耐震診断 一般財団法人日本建築防災協会による耐震診断基準に基づく一般診断法（現場調査により診断を行う場合に限る。）又は精密診断法により建築物の地震に対する安全性を評価することをいう。
- (3) 耐震補強設計 耐震診断の結果、地震に対して安全な構造でないと判定された建築物に対して、地震に対し安全な構造とする補強工事に係る設計をいう。
- (4) 耐震補強工事 耐震補強設計により実施する工事をいう。
- (5) 建替え工事 既存の建築物すべてを除却し、当該建築物が存していた敷地内で新たに建築物を建築する工事をいう。

（助成金の交付に係る手続きの原則）

第3条 次章及び第3章の規定により耐震補強等に係る助成金の交付を受けようとするときは、当該耐震補強等に係る助成金の交付申請から交付額の決定までの手続きを当該年度の2月末日までに行うものとする。

第2章 耐震診断

（耐震診断助成金の交付対象となる住宅）

第4条 耐震診断に係る助成金（以下「耐震診断助成金」という。）の交付の対象となる住宅（以下「耐震診断助成対象住宅」という。）は、市内に所在する一戸建ての自己用木造住宅（平成12年5月31日以前の建築確認（建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項及び第6条の2に規定する確認をいう。以下同じ。）に基づき建築され、延べ面積の2分の1以上を居住の用に供するものに限る。以下同じ。）で、次のすべての要件を満たすものとする。ただし、都市計画法（昭和43年法律第100号）又は建築基準法に違反しているものは

除く。

- (1) 地上2階建て以下の住宅で、在来軸組工法又は枠組壁工法により建築されたものであること。
- (2) 事前に市が行う図面による簡易耐震診断を受け、その総合評価が1.0未満であるもの（昭和56年5月31日以前の建築確認に基づき建築されたものを除く。）であること。

（耐震診断助成金の交付対象となる耐震診断）

第5条 耐震診断助成金の交付の対象となる耐震診断は、次に掲げる要件のいずれかを満たすものとする。

- (1) 久喜市既存住宅耐震診断・設計資格者名簿に登録された建築士（以下この章及び次章において「登録建築士」という。）が実施したものであること。
- (2) 登録建築士以外の建築士で、耐震診断に関し十分な知識を有すると市長が認めたものが実施したものであること。

（耐震診断助成金の交付対象となる者）

第6条 耐震診断助成金の交付の対象となる者は、第8条の規定による申請時において、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

- (1) 耐震診断助成対象住宅に居住している所有者であって、市税を滞納していないもの
- (2) 耐震診断助成対象住宅の所有者又は居住者であって、次の要件を満たすもの
 - ア 耐震診断助成対象住宅の居住者が、所有者の2親等以内の親族であること。
 - イ 耐震診断助成対象住宅の所有者及び居住者に、市税の滞納がないこと。

（耐震診断助成金の額）

第7条 耐震診断助成金の額は、耐震診断に要する費用に2分の1を乗じて得た

額とし、5万円を限度とする。この場合において、算出された額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

- 2 耐震診断助成金の交付は、耐震診断助成対象住宅1棟につき1回限りとする。
(耐震診断助成金の交付申請)

第8条 耐震診断助成金の交付を受けようとする者は、耐震診断の実施前に、既存建築物耐震診断助成金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。

- (1) 耐震診断助成対象住宅の所有者と居住者が異なる場合にあっては、当該所有者及び居住者が2親等以内の親族であることを確認できる書類
- (2) 耐震診断助成対象住宅を建築した年が確認できる書類
- (3) 昭和56年6月1日以後の建築確認に基づき建築された耐震診断助成対象住宅にあっては、市が行った簡易耐震診断の診断結果がわかる書類
- (4) 耐震診断に係る見積書の写し
- (5) 耐震診断助成金の交付の申請をする者以外に耐震診断助成対象住宅について所有権を有する者がいる場合にあっては、耐震診断を実施することについて、当該所有権を有する者が同意していることを確認できる書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類
(耐震診断助成金の交付決定等)

第9条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、耐震診断助成金の交付の可否を決定し、既存建築物耐震診断助成金交付可否決定通知書(様式第2号)により、当該申請をした者に通知するものとする。

- 2 前項の規定により耐震診断助成金の交付の決定を受けた者(以下この章及び第4章において「耐震診断助成決定者」という。)は、速やかに耐震診断の実施に係る契約を締結しなければならない。
(耐震診断の変更又は中止)

第10条 耐震診断助成決定者は、耐震診断の内容を変更したときは、速やかに

既存建築物耐震診断内容変更申請書（様式第3号）により、市長に届け出なければならぬ。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、その結果を、既存建築物耐震診断内容変更承認・不承認通知書（様式第4号）により、当該変更申請をした耐震診断助成決定者に通知するものとする。

3 耐震診断助成決定者は、耐震診断を中止したときは、速やかに既存建築物耐震診断中止届（様式第5号）により、市長に届け出なければならぬ。

（耐震診断の完了報告）

第11条 耐震診断助成決定者は、耐震診断が完了したときは、速やかに既存建築物耐震診断完了報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならぬ。

（1） 平面図、計算書（材料表を含む。）、写真等による耐震診断結果報告書

（2） 耐震診断を行った建築士の建築士免許証（建築士法（昭和25年法律第202号）第5条第2項の一級建築士免許証、二級建築士免許証及び木造建築士免許証をいう。第22条において同じ。）又は建築士免許証明書（同法第10条の19第1項の規定により読み替えて適用する同法第5条第2項の一級建築士免許証明書並びに同法第10条の21第1項の規定により読み替えて適用する同法第5条第2項の二級建築士免許証明書及び木造建築士免許証明書をいう。第22条において同じ。）の写し

（3） 耐震診断に係る契約書及び領収書の写し

（耐震診断助成金の額の決定等）

第12条 市長は、前条の報告があったときは、その内容を審査し、耐震診断助成金の交付額を決定したときは既存建築物耐震診断助成金交付額決定通知書（様式第7号）により、耐震診断助成金の交付決定を取り消したときは既存建築物耐震診断助成金交付決定取消通知書（様式第8号）により、当該報告をした耐震診断助成決定者に通知するものとする。

(耐震診断助成金の請求及び交付)

第13条 前条の規定により耐震診断助成金の額の決定の通知を受けた耐震診断助成決定者は、速やかに既存建築物耐震診断助成金交付請求書(様式第9号)により、市長に耐震診断助成金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の請求があったときは、速やかに当該請求をした耐震診断助成決定者に耐震診断助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び耐震診断助成金の返還)

第14条 市長は、耐震診断助成決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、耐震診断助成金の交付決定を取り消し、又は交付した耐震診断助成金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 虚偽その他不正な手段により耐震診断助成金の交付決定を受け、又は耐震診断助成金の交付を受けたとき。

(2) その他市長が必要と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により耐震診断助成金の交付決定を取り消したときは、既存建築物耐震診断助成金交付決定取消通知書により、当該交付決定を取り消した耐震診断助成決定者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により耐震診断助成金を返還させるときは、既存建築物耐震診断助成金返還命令書(様式第10号)によるものとする。

第3章 耐震補強

第1節 耐震補強設計

(耐震補強設計助成金の交付対象となる住宅)

第15条 耐震補強設計に係る助成金(以下「耐震補強設計助成金」という。)の交付の対象となる住宅(以下「耐震補強設計助成対象住宅」という。)は、耐震診断助成金の交付決定を受け実施した耐震診断で、地震に対して安全な構造でないと判定されたものとする。

2 前項の規定にかかわらず、耐震診断助成対象住宅で市長が特に必要と認めた

ものについては、耐震補強設計助成対象住宅とするものとする。この場合において、当該住宅は、第5条の耐震診断が実施されていることとする。

(耐震補強設計助成金の交付対象となる耐震補強設計)

第16条 耐震補強設計助成金の交付の対象となる耐震補強設計は、次に掲げる要件のいずれかを満たすものとする。

- (1) 登録建築士が実施したものであること。
- (2) 登録建築士以外の建築士で、耐震補強設計に関し十分な知識を有すると市長が認めたものが実施したものであること。

(耐震補強設計助成金の交付対象となる者)

第17条 耐震補強設計助成金の交付の対象となる者は、第19条の規定による申請時において、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

- (1) 耐震補強設計助成対象住宅に居住している所有者であって、市税を滞納していないもの
- (2) 耐震補強設計助成対象住宅の所有者又は居住者であって、次の要件を満たすもの
 - ア 耐震補強設計助成対象住宅の居住者が、所有者の2親等以内の親族であること。
 - イ 耐震補強設計助成対象住宅の所有者及び居住者に、市税の滞納がないこと。

(耐震補強設計助成金の額)

第18条 耐震補強設計助成金の額は、耐震補強設計に要する費用に2分の1を乗じて得た額とし、5万円を限度とする。この場合において、算出された額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2 耐震補強設計助成金の交付は、耐震補強設計助成対象住宅1棟につき1回限りとする。

(耐震補強設計助成金の交付申請)

第19条 耐震補強設計助成金の交付を受けようとする者は、耐震補強設計の実施前に、既存建築物耐震補強設計助成金交付申請書(様式第11号)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。

- (1) 耐震補強設計に関する見積書の写し
- (2) 耐震補強設計助成金の交付の申請をする者以外に耐震補強設計助成対象住宅について所有権を有する者がいる場合にあつては、耐震補強設計を実施することについて、当該所有権を有する者が同意していることを確認できる書類
- (3) 耐震診断助成金の交付を受けていない場合にあつては、第8条第1号から第3号までに掲げる書類及び第11条各号に掲げる書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

(耐震補強設計助成金の交付決定等)

第20条 市長は、前条の申請があつたときは、その内容を審査し、耐震補強設計助成金の交付の可否を決定し、既存建築物耐震補強設計助成金交付可否決定通知書(様式第12号)により、当該申請をした者に通知するものとする。

2 前項の規定により耐震補強設計助成金の交付の決定を受けた者(以下この節及び次章において「耐震補強設計助成決定者」という。)は、速やかに耐震補強設計の実施に係る契約を締結しなければならない。

(耐震補強設計の変更又は中止)

第21条 耐震補強設計助成決定者は、耐震補強設計の内容を変更したときは、速やかに既存建築物耐震補強設計内容変更申請書(様式第13号)により、市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の申請があつたときは、その内容を審査し、その結果を、既存建築物耐震補強設計内容変更承認・不承認通知書(様式第14号)により、当該変更申請をした耐震補強設計助成決定者に通知するものとする。

3 耐震補強設計助成決定者は、耐震補強設計を中止したときは、速やかに既存建築物耐震補強設計中止届（様式第15号）により、市長に届け出なければならない。

（耐震補強設計の完了報告）

第22条 耐震補強設計助成決定者は、耐震補強設計が完了したときは、速やかに既存建築物耐震補強設計完了報告書（様式第16号）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

（1） 平面図、計算書（材料表を含む。）、写真等による耐震補強設計報告書の写し

（2） 耐震補強設計を行った建築士の建築士免許証又は建築士免許証明書の写し

（3） 耐震補強設計に係る契約書及び領収書の写し

（耐震補強設計助成金の額の決定等）

第23条 市長は、前条の報告があったときは、その内容を審査し、耐震補強設計助成金の交付額を決定したときは既存建築物耐震補強設計助成金交付額決定通知書（様式第17号）により、耐震補強設計助成金の交付決定を取り消したときは既存建築物耐震補強設計助成金交付決定取消通知書（様式第18号）により、当該報告をした耐震補強設計助成決定者に通知するものとする。

（耐震補強設計助成金の請求及び交付）

第24条 前条の規定により耐震補強設計助成金の額の決定の通知を受けた耐震補強設計助成決定者は、速やかに既存建築物耐震補強設計助成金交付請求書（様式第19号）により、市長に耐震補強設計助成金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の請求があったときは、速やかに当該請求をした耐震補強設計助成決定者に耐震補強設計助成金を交付するものとする。

（交付決定の取消し及び耐震補強設計助成金の返還）

第25条 市長は、耐震補強設計助成決定者が次の各号のいずれかに該当すると

きは、耐震補強設計助成金の交付決定を取り消し、又は交付した耐震補強設計助成金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 虚偽その他不正な手段により耐震補強設計助成金の交付決定を受け、又は耐震補強設計助成金の交付を受けたとき。

(2) その他市長が必要と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により耐震補強設計助成金の交付決定を取り消したときは、既存建築物耐震補強設計助成金交付決定取消通知書により、当該交付決定を取り消した耐震補強設計助成決定者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により耐震補強設計助成金を返還させるときは、既存建築物耐震補強設計助成金返還命令書（様式第20号）によるものとする。

第2節 耐震補強工事

（耐震補強工事助成金の交付対象となる住宅）

第26条 助成金（以下「耐震補強工事助成金」という。）の交付の対象となる住宅（以下「耐震補強工事助成対象住宅」という。）は、耐震補強設計助成金の交付決定を受け実施した耐震補強設計を実施したものとする。

2 前項の規定にかかわらず、耐震診断助成対象住宅で市長が特に必要と認めたものについては、助成の対象とするものとする。この場合において、当該住宅は、第5条の耐震診断及び第16条の耐震補強設計が実施されていることとする。

（耐震補強工事助成金の交付対象となる耐震補強工事）

第27条 耐震補強工事助成金の交付の対象となる耐震補強工事は、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定により許可を受けている者が行うものとする。

（耐震補強工事助成金の交付対象となる者）

第28条 耐震補強工事助成金の交付の対象となる者は、第30条の規定による申請時において、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、市長が特

に必要と認めた場合は、この限りでない。

- (1) 耐震補強工事助成対象住宅に居住している所有者であって、市税を滞納していないもの
- (2) 耐震補強工事助成対象住宅の所有者又は居住者であって、次の要件を満たすもの
 - ア 耐震補強工事助成対象住宅の居住者が、所有者の2親等以内の親族であること。
 - イ 耐震補強工事助成対象住宅の所有者及び居住者に、市税の滞納がないこと。

(耐震補強工事助成金の額)

第29条 耐震補強工事助成金の額は、耐震補強工事に要する費用に100分の23を乗じて得た額とし、50万円を限度とする。この場合において、算出された額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2 耐震補強工事助成金の交付は、耐震補強工事助成対象住宅1棟につき1回限りとする。

(耐震補強工事助成金の交付申請)

第30条 耐震補強工事助成金の交付を受けようとする者は、耐震補強工事の実施前に、既存建築物耐震補強工事助成金交付申請書(様式第21号)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。

- (1) 耐震補強工事に係る費用の内訳が確認できる書類
- (2) 現況写真
- (3) 耐震補強工事助成金の交付の申請をする者以外に耐震補強工事助成対象住宅について所有権を有する者がいる場合にあつては、耐震補強工事を実施することについて当該所有権を有する者が同意していることを確認できる書類
- (4) 耐震診断助成金の交付を受けていない場合にあつては、第8条第1号

から第3号までに掲げる書類及び第11条各号に掲げる書類

(5) 耐震補強設計助成金の交付を受けていない場合にあつては、第22条各号に掲げる書類

(6) その他市長が必要と認める書類

(耐震補強工事助成金の交付決定等)

第31条 市長は、前条の申請があつたときは、その内容を審査し、耐震補強工事助成金の交付の可否を決定し、既存建築物耐震補強工事助成金交付可否決定通知書（様式第22号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

2 前項の規定により耐震補強工事助成金の交付の決定を受けた者（以下この節及び次章において「耐震補強工事助成決定者」という。）は、速やかに耐震補強工事の実施に係る契約を締結しなければならない。

(耐震補強工事の変更又は中止)

第32条 耐震補強工事助成決定者は、耐震補強工事の内容を変更したときは、速やかに既存建築物耐震補強工事内容変更申請書（様式第23号）により、市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の申請があつたときは、その内容を審査し、その結果を、既存建築物耐震補強工事内容変更承認・不承認通知書（様式第24号）により、当該変更申請をした耐震補強工事助成決定者に通知するものとする。

3 耐震補強工事助成決定者は、耐震補強工事を中止したときは、速やかに既存建築物耐震補強工事中止届（様式第25号）により、市長に届け出なければならない。

(特定工程の調査)

第33条 耐震補強工事助成決定者は、実施した耐震補強工事が次に定める工程に達したときは、速やかに市長に報告しなければならない。

(1) 基礎工事又は配筋工事

(2) 壁、筋交い等を入れた軸組みの設置工事

2 市長は、前項の報告があったときは、耐震補強工事が適正に行われているか調査を行い、その内容が適正でない認めるときは、当該耐震補強工事が適正に行われるよう、耐震補強工事助成決定者に要請するものとする。

(耐震補強工事の完了報告)

第34条 耐震補強工事助成決定者は、耐震補強工事が完了したときは、速やかに既存建築物耐震補強工事完了報告書(様式第26号)に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 耐震補強工事箇所別の施工前、施工中及び施工後の写真
- (2) 耐震補強工事に係る契約書及び領収書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

(耐震補強工事助成金の額の決定等)

第35条 市長は、前条の報告があったときは、その内容を審査し、耐震補強工事助成金の交付額を決定したときは既存建築物耐震補強工事助成金交付額決定通知書(様式第27号)により、耐震補強工事助成金の交付決定を取り消したときは既存建築物耐震補強工事助成金交付決定取消通知書(様式第28号)により、当該報告をした耐震補強工事助成決定者に通知するものとする。

(耐震補強工事助成金の請求及び交付)

第36条 前条の規定により耐震補強工事助成金の額の決定の通知を受けた耐震補強工事助成決定者は、速やかに既存建築物耐震補強工事助成金交付請求書(様式第29号)により、市長に耐震補強工事助成金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の請求があったときは、速やかに当該請求をした耐震補強工事助成決定者に耐震補強工事助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び耐震補強工事助成金の返還)

第37条 市長は、耐震補強工事助成決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、耐震補強工事助成金の交付決定を取り消し、又は交付した耐震補強工事助成金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により耐震補強工事助成金の交付決定を受け、又は耐震補強工事助成金の交付を受けたとき。
 - (2) その他市長が必要と認めるとき。
- 2 市長は、前項の規定により耐震補強工事助成金の交付決定を取り消したときは、既存建築物耐震補強工事助成金交付決定取消通知書により、当該交付決定を取り消した耐震補強工事助成決定者に通知するものとする。
 - 3 市長は、第1項の規定により耐震補強工事助成金を返還させるときは、既存建築物耐震補強工事助成金返還命令書（様式第30号）によるものとする。

第3節 建替え工事

（建替え工事助成金の交付対象となる住宅）

第38条 建替え工事に係る助成金（以下「建替え工事助成金」という。）の交付の対象となる住宅（以下「建替え工事助成対象住宅」という。）は、次に掲げる要件をいずれも満たすものとする。

- (1) 昭和56年5月31日以前の建築確認に基づき建築されたものであること。
 - (2) 耐震診断助成金の交付決定を受けた耐震診断を実施し、地震に対して安全な構造でないと判定されたこと。
 - (3) 第42条の規定による申請時に、建替え工事助成対象住宅の所有者又は当該所有者の2親等以内の親族が現に居住していること。
 - (4) 耐震補強設計助成金の交付を受けていないこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、耐震診断助成対象住宅で市長が特に必要と認めたものについては、建替え工事助成対象住宅とするものとする。この場合において、当該住宅は、第5条の耐震診断を受けていることとする。

（建替え工事助成金の交付対象となる建替え工事）

第39条 建替え工事助成金の交付の対象となる建替え工事は、次に掲げる要件をいずれも満たすものとする。

- (1) 市内に所在する一戸建ての自己用木造住宅（2階建て以下のものに限る。）をすべて解体し、住宅（延べ面積の2分の1以上を居住の用に供する建物に限る。）を建築する工事であること。
- (2) 建替え工事助成金の交付を受けようとする者が居住するものであること。
- (3) 建替え工事助成対象住宅が、第42条の規定による申請時に存在していること。ただし、市長が特別な理由があると認める場合は、この限りでない。
- (4) 建替え後の住宅は、原則として土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域外に存すること。
- (5) 建替え後の住宅は、原則として建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準（以下「省エネ基準」という。）に適合すること。
(建替え工事助成金の交付対象となる者)

第40条 建替え工事助成金の交付の対象となる者は、第42の規定による申請時において、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

- (1) 建替え工事助成対象住宅に居住している所有者であって、市税を滞納していないもの
 - (2) 建替え工事助成対象住宅の所有者又は居住者であって、次の要件を満たすもの
 - ア 建替え工事助成対象住宅の居住者が、所有者の2親等以内の親族であること。
 - イ 建替え工事助成対象住宅の所有者及び居住者に、市税の滞納がないこと。
- (建替え工事助成金の額)

第41条 建替え工事助成金の額は、建替え工事に要する費用に100分の23を乗じて得た額とし、50万円を限度とする。この場合において、算出された額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2 建替え工事助成金の交付は、建替え工事助成対象住宅1棟につき1回限りとする。

(建替え工事助成金の交付申請)

第42条 建替え工事助成金の交付申請をしようとする者は、建替え工事の実施前に、既存建築物建替え工事助成金交付申請書(様式第31号)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。

- (1) 建替え工事に係る建築基準法第6条第4項の確認済証の写し
- (2) 建替え工事に係る費用の内訳が確認できる書類
- (3) 現況写真
- (4) 建替え工事助成金の交付の申請をする者以外に建替え工事助成対象住宅について所有権を有する者がいる場合にあつては、建替え工事を実施することについて、当該所有権を有する者が同意していることを確認できる書類
- (5) 耐震診断助成金の交付を受けていない場合にあつては、第8条第1号及び第2号並びに第11条各号に掲げる書類
- (6) 省エネ基準に適合することが確認できる書類
- (7) その他市長が必要と認める書類

(建替え工事助成金の交付決定等)

第43条 市長は、前条の申請があつたときは、その内容を審査し、建替え工事助成金の交付の可否を決定し、既存建築物建替え工事助成金交付可否決定通知書(様式第32号)により当該申請をした者に通知するものとする。

2 前項の規定により建替え工事助成金の交付の決定を受けた者(以下この節及び第51条において「建替え工事助成決定者」という。)は、速やかに建替え工事の実施に係る契約を締結しなければならない。

(建替え工事の変更又は中止)

第44条 建替え工事助成決定者は、建替え工事の内容を変更したときは、速やかに既存建築物建替え工事助成金内容変更申請書(様式第33号)により、市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、その結果を、既存建築物建替え工事内容変更承認・不承認通知書(様式第34号)により、当該変更申請をした建替え工事助成決定者に通知するものとする。

3 建替え工事助成決定者は、建替え工事を中止したときは、速やかに既存建築物建替え工事中止届(様式第35号)により、市長に届け出なければならない。

(除却工事の報告)

第45条 建替え工事助成決定者は、建替え工事助成対象住宅の除却工事が完了したときは、速やかに既存建築物除却工事完了報告書(様式第36号)に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

(1) 除却工事が完了したことが確認できる写真

(2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の報告があったときは、その内容を審査し、適正でないと認めるときは、当該除却工事が適正に行われるよう、建替え工事助成決定者に要請するものとする。

(建替え工事の完了報告)

第46条 建替え工事助成決定者は、建替え工事が完了したときは、速やかに既存建築物建替え工事完了報告書(様式第37号)に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

(1) 建替え工事に係る建築基準法第7条第5項の検査済証の写し

(2) 建替え工事に係る契約書及び領収書の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

(建替え工事助成金の額の決定等)

第47条 市長は、前条の報告があったときは、その内容を審査し、建替え工事助成金の交付額を決定したときは既存建築物建替え工事助成金交付額決定通知書（様式第38号）により、建替え工事助成金の交付決定を取り消したときは既存建築物建替え工事助成金交付決定取消通知書（様式第39号）により、当該報告をした建替え工事助成決定者に通知するものとする。

（建替え工事助成金の請求及び交付）

第48条 前条の規定により建替え工事助成金の額の決定の通知を受けた建替え工事助成決定者は、速やかに既存建築物建替え工事助成金交付請求書（様式第40号）により、市長に建替え工事助成金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の請求があったときは、速やかに当該請求をした建替え工事助成決定者に建替え工事助成金を交付するものとする。

（交付決定の取消し及び建替え工事助成金の返還）

第49条 市長は、建替え工事助成決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、建替え工事助成金の交付決定を取り消し、又は建替え工事助成金の全部若しくは一部を返還させることができる。

（1） 虚偽その他不正な手段により建替え工事助成金の交付決定を受け、又は建替え工事助成金の交付を受けたとき。

（2） その他市長が必要と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により建替え工事助成金の交付決定を取り消したときは、既存建築物建替え工事助成金交付決定取消通知書により、当該交付決定を取り消した建替え工事助成決定者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により建替え工事助成金を返還させるときは、既存建築物建替え工事助成金返還命令書（様式第41号）によるものとする。

第4章 雑則

（助成の制限）

第50条 耐震診断助成金及び耐震補強設計助成金の交付は、住宅1棟につき、

それぞれ1回を限度とし、耐震補強工事助成金及び建替え工事助成金の交付は、住宅1棟につき、いずれか1回を限度とする。

- 2 耐震診断助成金、耐震補強設計助成金、耐震補強工事助成金及び建替え工事助成金（以下これらを「助成金」という。）の交付は、予算の範囲内で行うものとする。

（調査等に対する協力）

第51条 耐震診断助成決定者、耐震補強設計助成決定者、耐震補強工事助成決定者及び建替え工事助成決定者（以下これらを「決定者」という。）は、助成金の交付に関して市長が行う調査、報告の要求等に対し協力しなければならない。

（書類の整備）

第52条 決定者は、助成の対象となった耐震補強等に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備し、及び保管しなければならない。

- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、耐震補強等の完了する日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

（その他）

第53条 この告示に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、平成24年4月1日から施行する。

（この告示の失効）

- 2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付決定された助成金については、この告示の規定は、同日後も、なおその効力を有する。

（経過措置）

- 3 この告示による改正前の既存建築物耐震診断補助金交付要綱（以下「旧要綱」という。）の規定により交付決定された補助金については、旧要綱の規定は、この告示の施行後も、なおその効力を有する。